



平成30年2月9日

各 位

会社名 株式会社大光
代表者名 代表取締役社長 金森 武
(コード番号：3160 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 秋山 大介
兼総務部長
(TEL. 0584-89-7777)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成30年2月9日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループは、「食」「豊かさ」の本質を追究し、お客様、社員の幸福、豊かな社会の実現に貢献するという経営理念のもと、外食チェーン、ホテル、レストラン、事業所給食、学校給食などの多様な外食産業に対して業務用食品等の卸売を行う「外商事業」、中小規模外食業者及び一般消費者に対して業務用食品等の小売を行う「アマカ事業」、外食チェーン、大手水産会社、食品メーカー等に対して水産品の卸売を行う「水産品事業」の3つの事業を展開しております。

当社グループの主要販売先である外食産業におきましては、消費者の節約志向・低価格志向は根強く、さらに人手不足による人件費や物流費の上昇などにより、厳しい経営環境が継続しておりますが、当社グループにおいては、当社プライベートブランド商品である「O! Marche (オーマルシェ)」、「プロの選択」や業務用食品販売事業者の共同オリジナルブランド商品である「JFDA (ジェフダ)」の販売強化に取り組むとともに、外商事業における既存得意先との深耕や新規得意先の開拓、アマカ事業における継続的な新規出店、水産品事業を通じた当社グループの水産品提案の活発化に取り組んでおります。

アマカ事業については、業務用食品スーパー「アマカ」を直営店舗展開しており、平成30年2月9日現在、1都6県に44店舗展開しております。「アマカ」は喫茶店・居酒屋などを経営されるプロのお客様にとって毎日の営業に必要な商品の仕入先として、プロのお客様を意識した豊富な品揃えと、メニュー提案から店舗運営まで食に関するあらゆる相談にお応えする付加価値の高いサービス提供により、他社との差別化を図っております。新規出店については、愛知県・岐阜県を中心に東海地区におけるドミナント化を進めるとともに、関東地区、関西地区、北陸地区など他地区への販路拡大を進めております。

今回の新株式発行に伴う調達資金は、新規出店のための設備投資資金、新規出店に係る商品仕入等の運転資金、物流センター及び既存店舗等の機能強化を目的とした設備投資資金に充当する予定です。今後の成長戦略に必要な資金を調達するとともに、自己資本の拡充により財務基盤を強化することで、当社グループの更なる発展を実現し、企業価値を高めてまいります。

また、売出人による当社株式の売出しにつきましては、当社株式の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的としております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,200,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年2月19日(月)から平成30年2月22日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成30年2月26日(月)から平成30年3月1日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 金森 武に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 300,000株
- | 売出人及び
売出株式数 | 氏名 | 売出株式数 |
|----------------|--------|----------|
| | 金森 武 | 230,000株 |
| | 川崎 光 義 | 70,000株 |
- (3) 売出価格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成30年2月27日(火)から平成30年3月2日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の6営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 金森 武に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 225,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から225,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 金森 武に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 225,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成30年3月22日（木）
（ 申 込 期 日 ）

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 払込期日 平成30年3月23日(金)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 金森 武に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から225,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、225,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成30年2月9日(金)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式225,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成30年3月23日(金)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の申込期間の終了する日の翌日から平成30年3月15日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	12,043,200株	(平成30年2月9日現在)
公募増資による増加株式数	1,200,000株	
公募増資後の発行済株式総数	13,243,200株	
本件第三者割当増資による増加株式数	225,000株	(注)
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	13,468,200株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限1,218,822,000円については、660,000,000円を平成31年8月末までにアマカ店舗新規出店のための設備投資資金に、277,000,000円を平成31年8月末までにアマカ店舗新規出店に係る商品仕入等のための運転資金に、75,000,000円を平成30年6月末までにアマカ事業における物流センター機能拡張のための設備投資資金に、127,000,000円を平成31年1月末までに外商事業及びアマカ事業における既存施設の冷凍設備改修に係る設備投資資金に充当する予定であります。なお、残額が生じた場合には、平成30年5月末までにアマカ店舗既存店に係る商品仕入のための運転資金に充当する予定であります。

実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

なお、当社の設備投資計画は、平成30年2月9日現在、以下のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (千円)		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
当社アマカ店舗 (静岡県掛川市)	アマカ事業	店舗設備 新設	94,000	-	増資資金	平成30年 3月	平成30年 5月	売場面積 661㎡
当社アマカ店舗 (浜松市中区)	アマカ事業	店舗設備 新設	142,000	-	増資資金	平成30年 4月	平成30年 7月	売場面積 793㎡
当社アマカ2店舗 (東海地区)	アマカ事業	店舗設備 新設	424,000	-	増資資金	平成31年 2月	平成31年 8月	売場面積 1,322㎡
アマカ事業本部	アマカ事業	物流セン ター	75,000	-	増資資金	平成30年 6月	平成30年 6月	敷地面積 2,077㎡

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 投資予定金額には、保証金を含んでおります。

(2) 重要な改修

会社名事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (千円)		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
本店、浜松支店、 羽島物流センター	外商事業	営業設備	95,900	-	増資資金	平成31年 1月	平成31年 1月	(注) 2.
当社アマカ店舗	アマカ事業	店舗設備	31,100	-	増資資金	平成30年 3月	平成30年 3月	(注) 2.

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載を省略しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記(1)に記載のとおり充当することにより、収益基盤の強化につながり、当社グループの企業価値向上及び中長期的な成長に資するものであると考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、中長期的な企業価値の増大が利益還元の最大の源泉になるものと考えております。配当政策につきましては、将来の企業価値の増大に向けた事業展開のための内部留保を図るとともに、当社の財務状況、収益動向及び配当性向等を総合的に判断しつつ、継続的かつ安定的な配当を年2回行うことを基本的な方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当社は、「取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金の用途につきましては、新店舗への投資、人材確保・育成投資、物流・販売拠点整備及び経営管理機構の強化等中長期的な企業価値の増大を図るための先行投資に投入していくこととしております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年5月期	平成28年5月期	平成29年5月期
1株当たり連結当期純利益	18.07円	32.72円	34.84円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	10.00円 (5.00円)	11.00円 (5.00円)	12.00円 (6.00円)
実績連結配当性向	27.7%	16.8%	17.2%
自己資本連結当期純利益率	10.5%	17.0%	15.7%
連結純資産配当率	2.9%	2.9%	2.7%

- (注) 1. 平成29年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
1株当たり連結当期純利益については、平成27年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した数値であります。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当額を2で除した値を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益（又は連結当期純利益）を自己資本（期首と期末の平均）で除した数値であります。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当額を2で除した値を1株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値であります。なお、1株当たり連結純資産額については、(注)1.に記載のとおり平成27年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年5月期	平成28年5月期	平成29年5月期	平成30年5月期
始 値	557円	835円	763円	1,190円 □1,115円
高 値	989円	904円	1,280円	2,499円 □1,639円
安 値	554円	676円	668円	1,140円 □889円
終 値	835円	764円	1,130円	2,236円 □932円
株価収益率	23.10倍	11.67倍	16.21倍	—

(注) 1. 株価は、平成29年5月22日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は同市場第二部におけるものであります。

2. 平成30年5月期の□印は株式分割（平成29年7月1日付で普通株式1株を2株に分割）による権利落後の株価を示しております。

3. 平成30年5月期の株価については、平成30年2月8日現在で表示しております。

4. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、1株当たり連結当期純利益については、平成29年7月1日付の株式分割（普通株式1株につき2株に分割）を考慮しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である金森武及び川崎光義並びに当社株主である金森久及び金森智は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。